

京都府新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設・設備整備事業）費 補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定（以下「協定」という。）を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化するための施設・設備の整備等に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する

（補助対象事業）

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助基準額、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の額等）

第3条 補助金の額は、次に掲げる額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（1）補助基準額又は補助対象経費の実支出額のいずれか少ない額

（2）前号により選定された額と総事業費から事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない額

（交付の申請）

第4条 規則第5条第1項に規定する申請書は、第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助事業の変更の承認）

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の経費の配分又は内容を変更しようとするときは、あらかじめ第2号様式を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する実績報告書は、第3号様式によるものとし、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(証拠書類の保管)

第7条 補助事業者は、補助事業の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助事業者は、補助対象事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(財産の管理及び処分)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、別記第5号様式による取得財産管理台帳を備え、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助基準額	補助対象経費	補助率
協定締結医療機関施設整備事業	京都府内の医療機関を開設する者で、京都府と病床確保に係る協定を締結する又は、締結する予定の者（ただし、公立・公的病院に限る。）	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1㎡ 当たり基準単価 239,300円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーティションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	10/10 以内
	京都府内の医療機関を開設する者で、京都府と病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定を締結する又は、締結する予定の者	個人防護具保管施設の整備 対象面積1㎡ 当たり基準単価 239,300円	病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	10/10 以内
協定締結医療機関設備整備事業 ※新規購入及び増設する場合に限る。	京都府内の医療機関を開設する者で、京都府と発熱外来に係る協定を締結する又は、締結する予定の者（ただし、令和元年度・令和2年度新型コロナウイルス感染症対策費補助金、令和2年度・令和3年度・令和4年度新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金又は令和4年度京都府新型コロナウイルス感染症対策設備整備費補助金（外来対応医療機関確保事業分）により同様の設備整備を行っていない医療機関に限る。）	1台当たり 9,350,000円	検査機器（PCR検査装置）の購入に要する経費	10/10 以内
		1台当たり 51,400円	簡易ベッドの購入に要する経費	10/10 以内
		1施設当たり 905,000円	HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）の購入に要する経費	10/10 以内

第1号様式（第4条関係）

番
年 月 日
号

京都府知事 様

申請者の住所
申請者の名称
代表者名

㊞

京都府新興感染症対応力強化事業費補助金交付申請書

京都府新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設・設備整備事業）費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象事業に係る予算書(見込書)抄本
- (3) 補助対象事業に係る関係書類

第2号様式（第5条関係）

番 年 月 日 号

京都府知事 様

申請者の住所
申請者の名称
代表者名

㊦

京都府新興感染症対応力強化事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった補助事業
を変更したいので、京都府新興感染症対応力強化事業費補助金交付要綱に基づき、承
認を申請します。

記

1 補助金変更申請額 金 円

（ 既交付決定額 円
差引増減額 円 ）

2 中止変更理由

3 添付書類

(1) その他参考となる書類

第3号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

京都府知事 様

申請者の住所
申請者の名称
代表者名

㊞

京都府新興感染症対応力強化事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金に係る上記事業の実績を、京都府新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設・設備整備事業）費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金精算額 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 補助対象事業に係る決算書(見込書)抄本
 - (3) 補助対象事業に係る関係書類

第4号様式（第8条関係）

番
年 月 日
号

京都府知事 様

申請者の住所
申請者の名称
代表者名

印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定があった、京都府
新興感染症対応力強化事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）
円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控
除税額（要補助金返還相当額）
円

第5号様式(第9条関係)

取得財産管理台帳

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	設置場所	備考
			円	円			

注 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には区分して記載してください。